

子どもの放課後事業について

1 子どもスキップ

小学校の余裕教室や校庭、体育館、図書室などを活用して、小学生の放課後の「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」を用意し、様々な活動を通し、多くの子どもたちが友達と関わり、関係を広げる「子供同士の遊びと交流の場」です。施設一覧は、P75～85をご覧ください。

利用の仕方には、「学童クラブ」と「一般利用」の2つの方法があります。

①学童クラブ

保護者の就労等により、放課後に保護を受けられない区内在住、または当該区立小学校に在学している児童のために設けられている制度です。

対 象 者	区内在住、または当該区立小学校在学の児童で、放課後の時間帯に保護者が次のような状況の方 a. 働いている（就労時間・日数等の条件があります） b. 病気やけがで療養している c. 心身に障害がある d. 同居の家族の看護・介護をしている その他、a～dに準ずる状況にある など
利 用 時 間	・授業のある日…放課後～午後6時（土曜は午後5時まで） ・授業のない日・夏休みなど…午前9時～午後6時（土曜は午後5時まで） ※日曜日、祝日、年末年始はお休みです。 〈時間の延長〉 ○9時前利用 保護者の就労時間（通勤時間含む）が午前9時より前にかかる方は、午前8時15分から利用することができます。（全学年対象／学校休業日・土曜日） ○延長利用 保護者の就労時間（通勤時間含む）が午後6時より後にかかる方は、午後7時まで利用することができます。（全学年対象／平日のみ） ※時間の延長には、それぞれ申請が必要です。
利 用 料 等	・基本利用月額 4,000 円 ・9時前利用月額 1,000 円（利用者のみ） ・延長利用月額 1,000 円（利用者のみ） ・間食費月額 1,000 円（午後5時以降の利用者で、希望制） ※所得（税額）等により減免制度があります。
送 迎	原則、保護者の送迎は必要ありません。 延長利用の場合は、保護者のお迎えが必要です。
利 用 方 法	各学童クラブで利用申請を行ってください。 新年度の4月1日からご利用希望の場合、一括申請受付期間がありますので、ご注意ください。

②一般利用

区内在住または当該区立小学校に在学している児童であれば、どなたでも利用できる放課後の遊びと学びの場です。

対 象 者	区内在住、または当該区立小学校在学の児童
利 用 時 間	・授業のある日…放課後～午後6時（土曜日は午後5時まで） ・授業のない日・夏休みなど…午前9時～午後6時（土曜日は午後5時まで） ※日曜日、祝日、年末年始はお休みです。
利 用 料 等	無料
送 迎	保護者の送迎は必要ありません。保護者と児童との間で帰りの時間を決める自主的な利用になります。
利 用 方 法	各施設で「子どもスキップ」の利用届出を行ってください。

※利用時間は変更になる場合があります。施設のホームページ、お知らせをご確認ください。

2 放課後子ども教室

「子どもスキップ」と連携し、地域住民の参加と協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流活動などの取組を推進し、子どもたちの豊かな人間性を育んでいます。

対 象 者	区内在住、または当該区立小学校在学の児童
実 施 場 所	子どもスキップ実施校
利 用 方 法	①各施設で「子どもスキップ」の利用届出を行ってください。 ②各放課後子ども教室のお知らせをご覧のうえ、お申し込みください。
実 施 内 容	工作や手芸、囲碁や将棋、書道や茶道、読み聞かせや英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスや体を動かす遊びまで、子どもたちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。各子どもスキップに、放課後子ども教室の内容や日時が掲載されているお知らせがありますのでご覧ください。

※放課後事業の施策見直しに応じて変更になる場合があります。

【問い合わせ先】 放課後対策課

子どもスキップに関して …子どもスキップ担当 電話：03（3981）1058

放課後子ども教室に関して…放課後子ども教室担当 電話：03（3981）1178